

リンクスの 事業再生現場

レポート 第35回



(株) リンクス

宇都宮市西一の沢町8-22 栃木県林業会館5F
TEL: 028-634-5088
Mail: info@rincs.biz
URL: http://www.rincs.biz/

【金融円滑化法の終了】

中小企業金融円滑化法終了後について、各方面から心配の声が上がっています。金融機関サイドからは、円滑化法終了後も引き続き同様の支援を継続していくといった声も聞こえてきますが、実際にはどうなっていくのでしょうか。少し整理してみたいと思います。

中小企業金融円滑化法の正式名称は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」で、平成21年秋の政権交代を機に立法化されたものです。政権交代からわずか2ヶ月強というタイトなスケジュールで成立した法律で、まさに、政治主導の法律だと言うことが出来ます。中小企業金融円滑化法の趣旨は、貸し剥がし等の厳しい状況にある中小企業を支援するため、貸付条件の変更を極力努めるよう金融機関に要請しています。当初、中小企業金融円滑化法は平成23年3月末までの時限立法でしたが、期限が二度に渡って延長され、現状の中小企業金融円滑化法の期限は、平成25年3月末となっています。

中小企業にとっては貸付条件変更が容易になったというメリットがありました。また、金融機関サイドのメリットも大きなものがありました。従来、貸付条件の変更をした債権は、一定の引当金を積み増すことが要求されていましたが、この条件が大きく緩和されたのです。つまり、ルールの変更により引当金を積む必要が無くなったのです。(正確には積む金額が減額) 引当

金とは、貸付先が倒産して焦げ付きが発生することを見込んで、貸付金の一定割合を費用として計上しておくものです。その一定割合とは、貸付先の財務状況や貸付状況により異なっています。このルール変更により、金融機関は自らの財務をさほど痛めることもなく、リスケジュールを実施できたと言えます。

この法律が終了するという事は、金融機関のルールも、また元に戻るのです。金融庁の検査は、すでに厳しい目線で行われているようですので待たなんでしょう。巷で話題となっている隠れ不良債権とは、このことを言います。つまり、このルールを最大限活用した金融機関は、ルール変更により大きな影響がでます。膨れ上がった不良債権減少に向けた舵取りが予想されます。

一方、中小企業にとっても変化は避けられないと考えます。すぐさま貸し剥がしが行われることはないと思いますが、企業選別は避けられません。まずは、リスケジュール延長のハードルが高くなることが予想されます。結果、無理な返済を要求されることになり、貸し剥がしと何ら変わらないことが起こり得るでしょう。金融のルール変更を一方的に押し付けられるのだけは勘弁願いたいです。

では、どうしたら良いのか、次回以降述べていきたいと思っています。



〈著者プロフィール〉

代表取締役社長 佐藤 正人

昭和37年生まれ、大田原高校、新潟大学卒。

昭和60年足利銀行へ入行後、営業店、審査部門を経て平成16年退社。

在職中の事業再生の経験を活かし、平成18年栃木県で初めての事業再生専門のコンサルティング会社である(株)リンクスを設立し代表者に就任。以来地元中小企業の多くの事業再生を行っている。